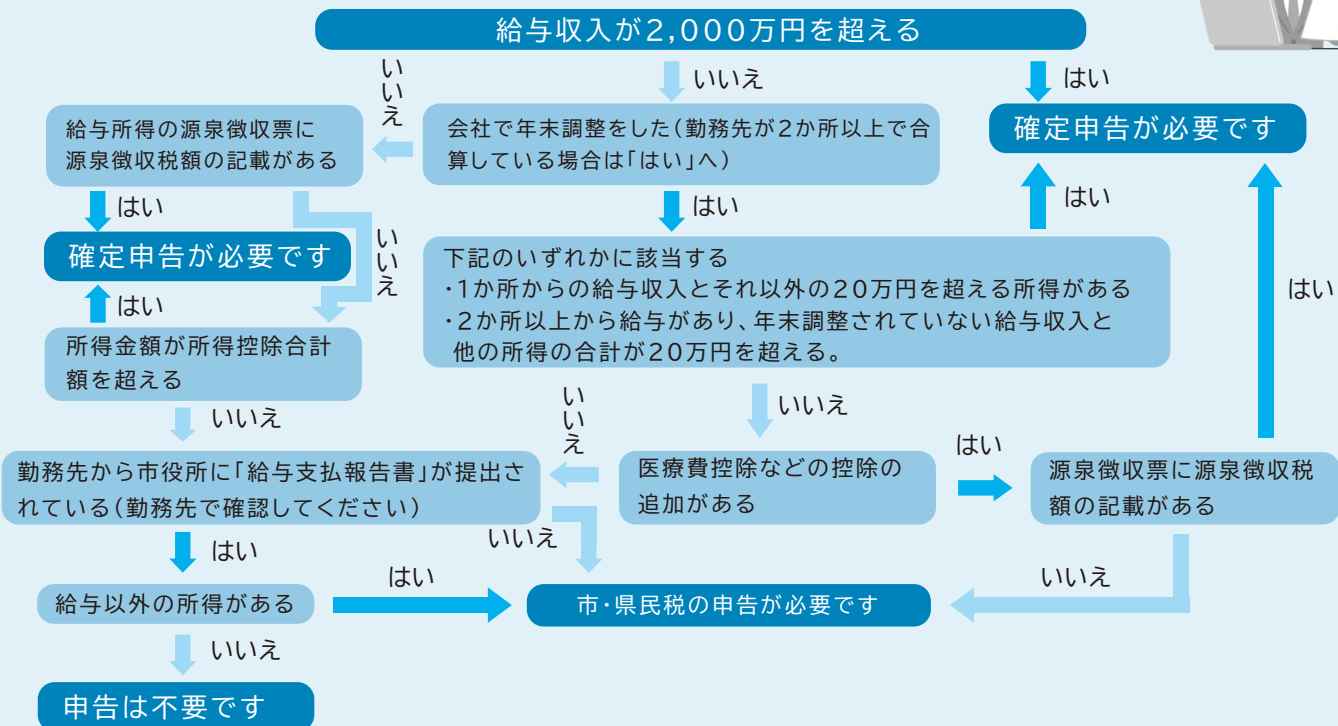
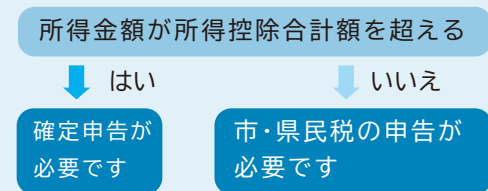


申告が必要か確認しましょう

主に給与収入があった方



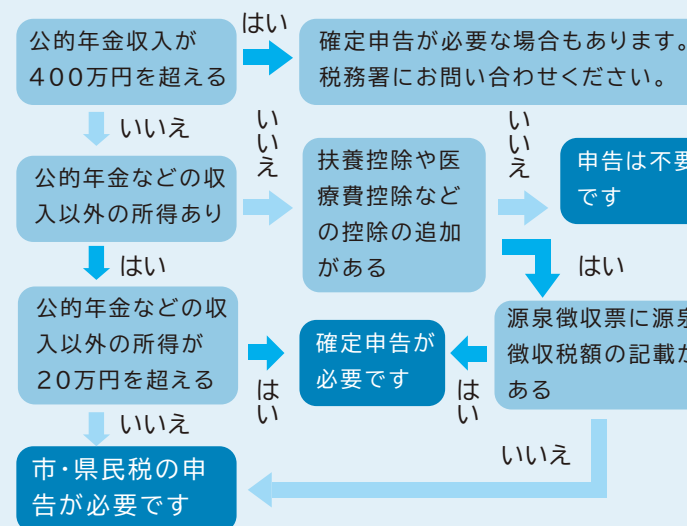
営業・農業・不動産収入などがあつた方



収入なしの人、非課税所得のみ(失業保険、遺族年金、障害年金等)があつた方

右ページ「申告が必要な方」に該当する場合、市・県民税の申告が必要です

主に年金収入があつた方



確定申告について

問い合わせ先 敦賀税務署
☎ 22-1010

スマホ申告が便利です

スマホとマイナンバーカードを利用して、ご自宅からできるe-Taxをご利用ください。

スマホを利用した申告はこちらから



申告会場の入場について

確定申告会場への入場には、「入場整理券」が必要となりますので、国税庁LINE公式アカウントでの事前発行をご利用ください。当日分の入場整理券は、申告会場でも配布しています。

国税庁LINE公式アカウント
友だち登録はこちらから



申告書などの控えに収受日付印の押なつは行いません

申告書などを書面で提出する際には、申告書などの正本(提出用)のみを提出(送付)してください。

詳細はこちらから



税の申告

正しく、忘れずに

申告期間

2月17日(月)～3月17日(月) 9時～16時
※土・日祝除く

所得税などの確定申告	敦賀税務署
市・県民税 国民健康保険税の申告	敦賀市役所1階オープンスペース
農業所得の申告 会場:JA福井県敦賀支店 ※午前、午後各20組までの受付となります。	●2月17日(月)～2月19日(水) ▶対象地区:粟野地区の農業所得者 ●2月20日(木)、21日(金)、25日(火)、27日(木)、28日(金) ▶対象地区:粟野地区以外の農業所得者

市・県民税、国民健康保険税の申告について

問い合わせ先
税務課 ☎ 22-8106

- ▶できる限り、郵送での申告をお願いします。
- ▶パソコンで申告書の作成ができます。(2月上旬から市HPに掲載予定)
- ▶データ送信はできません。印刷して添付書類と併せて郵送してください。

申告が必要な方

- 令和7年1月1日現在、敦賀市に住所がある方で、昨年1年間に何らかの収入があつた方
- 収入が全くなかつた方または失業保険、遺族年金、障害年金の収入のみの方で、
 - ▼国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険(第1号被保険者)に加入している方または加入予定の方ならびにその世帯主
 - ▼国民年金保険料の免除・児童手当等の支給を受けている方または受ける予定の方
 - ▼障害者福祉・高齢者福祉に関して、所得に応じて助成額等が変わる制度を利用される方
 - ▼令和7年度に市内の幼稚園・認定こども園・保育所に在園する園児(予定も含む)の保護者の方または小規模保育事業を利用される児童(予定も含む)の保護者の方
- 税務署に所得税の確定申告をする方
- 1か所からの給与収入のみで、勤務先から市役所に「給与支払報告書」が提出されている方
- 公的年金収入のみで、各種控除を受けなくても市・県民税のかからない方

申告に必要なもの

- 令和6年分源泉徴収票(給与、年金収入がある方)
- 申告する方の本人確認書類(マイナンバーカードまたはマイナンバーの通知カード+運転免許証など)
- 収支内訳書、帳簿、必要経費の領収書(営業等、農業、不動産収入のある方)
- ※事前に収支を計算してください。
- 国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料・国民年金保険料・小規模企業共済・生命保険料・地震保険料等の領収書または支払証明書
- 医療費控除明細書(医療費等を事前に集計した上で申告をお願いします)
- 身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳(または障害者に準ずるとして市町村長が交付した認定書)
- 寄附金受領証明書

税理士による確定申告出張相談

- 日程 2/17(月)～21(金)
- 場所 敦賀市役所1階 オープンスペース